

診療用エックス線装置
診療用 廃止届
放射性同位元素装備診療機器

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
静岡県 保健所長

住 所
管理者 氏 名

診療用エックス線装置
次のとおり 診療用 廃止したので、医療法第 15 条第 3 項の規定
放射性同位元素装備診療機器

により届け出ます。

病院又は診療所の名称 及び所在地	
装 置 等	製作者名 型式
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

- (注) 1 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素に係る廃止の場合は、「診療用」の箇所に、その別を記入すること。
- 2 診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器に係る廃止の場合は、装置等欄に製作者名及び型式を記入すること。